

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年12月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2300059 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（国）第 2300022 号

第 1 結論

昭和 60 年 9 月から昭和 62 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 38 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 昭和 60 年 9 月から昭和 62 年 6 月まで

私は、母が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料約 20 万円を現金でまとめて納付したことを、昭和 61 年の冬か昭和 62 年の春ぐらいに母から聞いた。請求期間の保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、母親が自身の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を現金でまとめて納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出され、年金手帳が交付されていたところ、オンライン記録によると、請求者は、昭和 60 年 9 月 1 日付けで初めて国民年金の被保険者となっているものの、その資格取得年月日の入力処理日が昭和 63 年 10 月 31 日であることから、請求者に対して国民年金番号「*」（現在は、基礎年金番号に統合済み。）が、同年 10 月頃に払い出され、請求者が母親から聞いたとする昭和 61 年の冬又は昭和 62 年の春よりも後に国民年金の加入手続が行われたものと推認できる。

また、請求者の国民年金番号が払い出された上述の昭和 63 年 10 月時点において、請求期間のうち昭和 60 年 9 月から昭和 61 年 6 月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、同時点において、納付が可能な現年度の保険料の合計額は 4 万 6, 200 円であることから、請求者が主張する請求期間の保険料をまとめて納付することはできない。

さらに、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母親は、A 市役所の窓口において、保険料が納付できる期間と納付できない期間があると言われ、納付できる期間の保険料をまとめて納付したと述べているが、具体的な納付時期、納付額、納付期間についてまでは覚えていない旨陳述している。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号以外に請求者に係る国民年金番号を確認することはできない。

また、A市は、請求者に係る国民年金被保険者資格の取得、喪失に係る届出状況を確認できる資料及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保存していないと回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。